

広島県告示第二百二十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十五年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
阿賀中央四丁目二地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和五十八年七月十八日広島県告示第七百二十九号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。  
ただし、標柱一号及び二号は告示で指定した土地に存する標柱四号及び三号と同一とする。

郡市・区	町・丁目	地番	標柱番号
呉市	阿賀中央四丁目	三四二六番五	標柱一号
		三五二番三	標柱二号
		四番一	標柱三号
		二番二	標柱四号
		二番一〇	標柱五号
		三五二番二	標柱六号
		三五三番	標柱七号
		三四三番二	標柱八号